

# 八王子市立第十小学校学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法(H25)  
 いじめ防止等のための基本的な方針(H29改定)  
 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29)  
 不登校重大事態に係る調査の指針(H28)  
 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例(H26)  
 東京都いじめ防止対策推進基本方針(H26)  
 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)  
 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例(H29)  
 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

### 八王子市立第十小学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方  
 いじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こり得るという社会の実情を踏まえ、児童が将来、いじめという方法を用いることなく社会共同生活を行い、また、いじめ被害に遭った場合には、適切な支援を求めることができるような力を付けるための教育を第一に考えることとする。  
 ○令和7年度の重点項目  
 学校いじめ対策委員会を中心とした校内体制を確立し、週に1回のいじめ対策委員会により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行う。

### 令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

OSNSの特徴を理解し、適切に活用する力の向上  
 ○児童が主体となった「いじめ防止の取り組み」の推進

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

○開催日 毎週木曜日 15時00分から  
 ○構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC  
 ※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務める。  
 ○役割 いじめ等問題の認知、対応協議、いじめの解消判断  
 校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

### いじめ対応の流れ

- 1 いじめ等の把握
- 2 共通理解と対応等の確認
- 3 事実確認と情報収集及び関係保護者への連絡
- 4 問題状況の把握と指導・支援のための校内体制の策定
- 5 関係諸機関との連携

### いじめの防止等に関する教員研修

4月 9日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」  
 「いじめ対策委員会の運営方針の理解」  
 4月 23日 「いじめ対応と法的知識の理解」  
 11月 12日 「重大事態の理解と対応」  
 「いじめ案件の聴き取り方」  
 3月 4日 「いじめへの組織的な対応」

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

全ての教育活動を通じて子供一人一人に対して自らがいじめについて考え、自ら行動し、いじめ問題に対応できる力を意図的・計画的に身に付けることができるようにする。  
 道徳の授業を通して「公正・公平・社会正義」「友情・信頼」「親切・思いやり」「規則の尊重」等の項目に関する授業を行い、考え・議論する。

### SOSの出し方に関する授業

児童が様々な困難やストレスから悩みを抱えた時に身近な大人に相談したり、助けを求めたりすることができるように、SOSの出し方に関する教育を計画的に行う。  
 各学年の年間計画に位置付け、年間1回以上SOSの出し方に関する教育を計画・実施する。

### いのちの大切さを共に考える日の取組

6月4日の全校朝会の時間を使い、「いのちの大切さを共に考える日」の取り組みを実施する。  
 ①全校朝会で校長講話を実施し、児童の意識向上を図る。  
 ②全学級にて、講話を基に、自身の生活を振り返り「生命尊重」の気持ちを育む。

### 児童の自己肯定感を高める取組

6月から縦割り班活動をスタートさせ、学年を超えた定期的な活動を通して、自己の力の再発見の場と捉え、自己肯定感を高める活動を行う。  
 当番・係活動・クラブ活動・委員会活動等、自身の存在意義を確認できる場所を設け、その成長や働き方を価値付けることで、自己肯定感を高めていく。

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

・学校いじめ防止基本方針等を学校ホームページ・学校だよりに公開し、周知する。  
 ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。  
 ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。  
 ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。  
 ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。  
 ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。  
 ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。